

平成 28 年 4 月 5 日  
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領等に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所  
日本道路株式会社 東京都港区新橋 1-6-5
- 2 指名停止期間  
平成 28 年 4 月 6 日 ～ 平成 28 年 7 月 5 日 (3ヶ月間)

3 指名停止の理由

日本道路株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注した東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件において、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、公正取引委員会から同法第 74 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 2 月 29 日に検事総長に告発された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号) 別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第 7 号(独占禁止法違反行為)及び、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号) 別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第 7 号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

○「工事請負契約指名停止等措置要領」

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件   | 期 間                          |
|---|------------------------------|
| (独占禁止法違反行為)<br>7 当該部局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。) | 刑事告発を知った日から<br>1 ヶ月以上 9 ヶ月以内 |

○「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件  | 期 間                          |
|--|------------------------------|
| (独占禁止法違反行為)<br>7 当該部局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。) | 刑事告発を知った日から<br>1 ヶ月以上 9 ヶ月以内 |

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149  
担当：経理課企画係